

第 29 号議案

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例（平成 14 年足立区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（昭和 36 年足立区条例第 7 号）」を「（昭和 36 年足立区条例第 7 号。以下「保育所条例」という。）」に改める。

第 3 条中「区長」を「区長（保育所条例第 6 条第 1 項の規定により保育所の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理する保育所にあっては、指定管理者。第 4 条、第 6 条及び第 7 条ただし書において同じ。）」に改める。

別表中

「

世帯区分	利用料
A 階層及び B 階層	月額 600 円
C 階層及び D 階層	月額 2,500 円
A 階層及び B 階層	月額 1,000 円
C 階層及び D 階層	月額 4,000 円
A 階層及び B 階層	月額 2,500 円
C 階層及び D 階層	月額 1 万円

を

」

「

世帯区分	利用料	
	1歳以上児	零歳児
A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
A階層及びB階層	月額 2,500円	月額 3,750円
C階層及びD階層	月額 1万円	月額 1万5,000円

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(提案理由)

延長保育の利用料を改定するとともに、指定管理者による利用承認を可能とする必要があるので、この条例案を提出いたします。